

平成 28 年 10 月 7 日

経済団体・業界団体の長 殿

内閣官房内閣審議官（再チャレンジ担当）

文部科学省高等教育局長

厚生労働省職業安定局長

経済産業省経済産業政策局長

新規大学卒業予定者等の就職・採用活動開始時期について（要請）

我が国の持続的な発展のためには、若者の人材育成が必要不可欠です。新規大学卒業予定者等の就職・採用活動の開始時期については、学生が学業に専念し、多様な経験ができる環境づくり等をさらに進めるため、経済団体、大学等、関係府省において議論を行い、平成29年度卒業・修了予定者（2018年度入社予定者）についても、学生の学業への配慮を十分に行いながら、広報活動開始時期については3月1日以降、採用選考活動開始時期については6月1日以降とすることになりました。

平成28年9月20日には、一般社団法人日本経済団体連合会が「採用選考に関する指針」の具体的内容と「採用選考に関する指針」の手引きの変更は行わないことを決定・発表し（参考資料1及び参考資料2参照）、同月28日には、大学等（就職問題懇談会）において、「平成29年度大学、短期大学及び高等専門学校卒業・修了予定者に係る就職について（申合せ）」（参考資料3）を定めたところです。

就職・採用活動の円滑な実施及び学生が学業に専念できる環境の確保のためには、日本経済団体連合会加盟企業のみならず、企業側・大学側の足並みをそろえた取組が重要です。

このため、平成29年度卒業・修了予定者の就職・採用活動開始時期の遵守等について、各企業の御理解・御協力を要請いたしたく、別添「新規大学卒業予定者等の就職・採用活動に関する要請事項」の趣旨・内容について、貴団体から加盟各企業に対して、周知徹底をいただきますようお願い申し上げます。